



発行 東京都

第二本庁舎三階中央

●東京都告示第六百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条
第一項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条
第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取
(以下「公聴会」という。)を行います。

○建築基準法による一団地の区域
.....
（都市整備局市街地建築部建築指導課）
.....
○建築基準法による意見の聴取
.....
（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）
.....

告示

目次

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会
の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対
し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由と
なる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

令和七年五月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

●東京都告示第六百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

令和七年五月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

大田区平和島一丁目一部及び
同番二
十三日

認定年月日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都府

工事種別
申請の概要
及び用途
改築
敷地面積
公衆便所・休憩所
建築面積
約二四四平方メートル
延べ面積
約二一平方メートル
構造及び
鉄筋コンクリート造
階数
地上一階
高さ
三・四〇〇メートル
適用条文
建築基準法第四十八条第一項ただし書

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため

建築主住 立川市柴崎町二丁目十五番十九号
所氏名 東京都北多摩北部建設事務所

（東京都立川合同庁舎二階）
立川市錦町四丁目六番三号
電話〇四二（五四八）二〇五六

地域地区 第一種低層住居専用地域、第一種高度地区
等 及び建築基準法第二十二条区域

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一一一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 三〇円
一箇月 六、六〇〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク
リサイクルマーク